



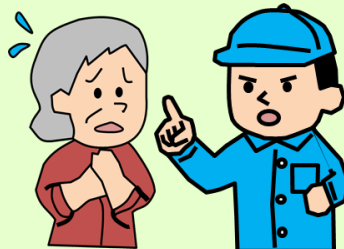
相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

点検をきっかけに高額な工事の契約を迫る“点検商法”にご注意

〈相談内容〉

突然訪問してきた業者に排水管の洗浄を依頼したところ、作業の後、「白アリの駆除もしているのでついでに点検しましょう」と言われ、応じた。点検を終えると「このまま放っておいたら危ない。今ならキャンペーン価格で安くできる」と言われ、不安になって15万円の契約をした。しかし、思っていたよりも高額だったため、やはり解約したい。(60歳代 女性)



〈アドバイス〉

訪問販売では、契約書面を受取ってから8日間以内であればクーリング・オフができます。相談者には、クーリング・オフ通知の書き方を助言しました。

「点検商法」とは、点検をきっかけに「今のままでは危ない」等と消費者の不安をあおり、新たに高額な契約を迫る手口です。屋根や床下、排水管等、消費者が簡単に確認できない箇所は、判断が難しいため、業者に言われるがまま、点検に続けて工事の契約をしてしまうという実態があります。

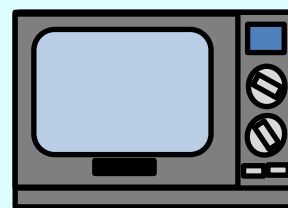
工事の契約をする前に！トラブル防止のポイント

- 「無料で点検」と訪問してくる事業者には対応しないようにしましょう。
- 契約を急かされても、焦ってその場で契約しないようにしましょう。複数の事業者から見積もりをとり、料金等を比較することが大切です。
- 見積もりの明細中に、説明されなかった作業が含まれていないか確認しましょう
- 写真や映像を見せられても、それが本当に自宅のものか冷静に判断しましょう。
- 自治体の関係者を名乗って訪問してきた場合は、念のため自治体に確認しましょう。
- 広告で格安の表示がされていても、小さな文字で追加費用等の記載がある場合があります。表示内容をよく確認してから、訪問を依頼するようにしましょう。

生活情報ファイル

電子レンジは安全に使いましょう

手軽に使える調理器具として便利な電子レンジですが、「おでんを加熱したら、ゆで卵が破裂した」「豆乳を加熱して取り出そうとしたところ、噴き上がって手にやけどを負った」等の事故も起こっています。いま一度、電子レンジの使い方を見直し、安全な使用を心がけましょう。



電子レンジを安全に使うためのアドバイス

- 「加熱しすぎ」に注意しましょう
少量の食材(例：離乳食用の野菜)、チョコレート、あんまん(内側が高温になりやすい)等、高温になりやすいものを温める際には、様子を見ながら加熱しましょう。また、飲料や汁物は、加熱しすぎると突沸するおそれがあるため、設定時間に注意しましょう。
- アルミホイルや金属がついた皿を使っての温め、殻つきのもの(卵・たらこ等)の温めは、発火や破裂の危険があるため、やめましょう。
- 食品カス等で庫内が汚れたまま使用すると、発火する危険があります。こまめに掃除しましょう。
- 庫内で発火した時、扉を開けると、急激に炎の勢いが増すおそれがあります。扉を開けず、電源プラグを抜いて火が収まるのを待つ等、取扱説明書に記載されている対処法を確認しておきましょう。

試してみよう。消費者力！第4回（令和元年度）

Qマンションの賃貸借契約について述べた次の文のうち適切なものを選びなさい。

1. 敷金は借主の賃料延滞など損害金を担保するために預け入れるものである。
2. 更新を希望する場合は、貸主が要求する更新料を払う義務がある。
3. 貸主はいつでも賃貸借契約や契約更新を拒否することができる。
4. 定期賃貸借契約は契約期間満了日の3か月前に更新を申し出ることができる。

【第15回消費者力検定（平成30年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

食品ロス削減のための法律が施行されました！

日本では、まだ食べることができる食品が大量に廃棄される「食品ロス」が問題になっており、国民一人あたりに換算すると、毎日“お茶碗1杯分”もの食材を捨てている計算になります。

こうした状況を受けて、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、令和元年5月31日に公布されました。この法律では、国・地方公共団体・事業者の責務や消費者の役割が定められています。

食品ロスを削減するためには、日頃の生活における小さな心がけが大切です。できることから始めてみましょう。



消費者庁イラスト集より

「必要な分だけ購入」して「食べきる」ことを心がけましょう

買物

- ・事前に冷蔵庫の中をチェックする（メモやスマホで写真を撮影するのが有効です）
- ・買い物は“使う分”“食べる分”だけを購入する
- ・店舗では、できるだけ手前に陳列されている食品を選ぶ

調理・保存

- ・期限の長い食品を奥に、近い食品を手前に置く等、保存場所を工夫する
- ・残っている食品から使う（「いつか食べる」は食品ロス予備軍です！）
- ☆クックパッドでは、消費者庁が「食べきりレシピ」を掲載しています。「消費者庁 クックパッド」で検索してみましょう。

外食

- ・ハーフサイズ、小盛りメニュー等、食べきれぬ量のメニューを利用する
- ・宴会の席では、「3010運動」を実践しましょう
- ※「3010運動」とは・・・乾杯後30分間、お開き前の10分間は料理を楽しむ時間とすることで、食品ロスをなくそうという取組です。

「試してみよう。消費者力！第4回」解答と解説⇒（正解－1）更新料は賃貸借契約書の更新料特約がある場合は払わなければならない。しかし契約書に更新料特約がない場合は支払い義務はない。貸主が賃貸借契約や更新を拒否するには正当事由がないと認められない。定期賃貸借契約では、借主にやむを得ない事情が生じたときには中途解約できる。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 Tel 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 Tel 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。